

# 別府霊園 使用規程

- 第1条 霊園使用規程  
この規程は別府霊園の墓地使用について定めたものです。  
使用者はこの規程を遵守して下さい。
- 第2条 使用資格  
本霊園は、国籍宗教を問わずどなたでも使用できます。
- 第3条 使用目的  
本霊園は、焼骨の埋蔵及び墓碑類の建立以外には使用できません。  
従って、死体及び愛玩動物類の埋蔵は出来ません。但し、特例として  
不慮の事故死又は土葬の改装の結果、御遺骨の収集が不可能な時は、  
個人ゆかりの地の土を埋蔵する事ができます。  
又、納骨時には権利証を提示し、必要事項の記入を受けて下さい。
- 第4条 契約申込料  
本霊園の使用許可の内示を受けた者は、所定の契約申込料を納入しな  
ければなりません。
- 第5条 墓所使用権利証  
所定の手続きが終了し契約申込料が完納されましたら、本霊園より  
使用者に対して墓所使用権利証が交付されます。  
この権利証は、永久保存を原則としております。  
紛失又は汚損した場合、名義や住所に変更が生じた場合は、本霊園に  
連絡を取り、再交付又は訂正を受けて下さい。
- 第6条 建立期限  
申込者の事情によりすみやかに墓碑の建立ができない時は、墓所使用  
権利証の発行日より1年間の猶予期間が与えられます。
- 第7条 指定業者  
本霊園における墓碑等の工事は本霊園の指定業者以外はできません。
- 第8条 管理料  
霊園内の公益部分の維持管理及び環境整備の為の費用として、墓碑建立  
の有無に関わらず契約時より年一回、所定の金額を納入して下さい。  
または、(原則として)永代管理料として三十万円を納入した場合は、  
その年より以降管理料は、一切かかりません。(期間無期限)  
管理料金は、必要に応じ改定することがあります。
- 第9条 墓地内の制限  
**墓地の利用者は、墓地内の改装模様替えは出来ません。**  
本霊園が植樹したもの以外の植樹は禁止致します。  
景観を損なう樹木は、本霊園にて処分いたします。
- 第10条 補償及び補修  
墓碑及びそれに付随する建造物の天災地変並びに人為的な行為による  
倒壊、破損による人身事故及び物損については、本霊園において一切  
責任を負いません。
- 第11条 使用権の継承  
永代使用権は相続により継承することができます。  
この場合は本霊園の承認を受けて下さい。
- 第12条 譲渡、転貸  
永代使用権は、第三者に譲渡、転貸できません。
- 第13条 使用権の返還  
墓地が不要となった時は、原状に復して墓所使用権利証及び解約届を  
添えて返還して下さい。なお、その墓地は本霊園に帰属します。
- 第14条 納入金の返還  
**使用権の返還又は取消がなされた時、納入済みの使用料及び管理料は  
一切返却致しません。**
- 第15条 使用権の取り消し  
次の各項に該当する時は、使用権利を取り消し、使用権が消滅します。  
1. 管理料の納入期限が5年を経過した時  
2. 契約日より2年経過しても墓碑建立を行わない時  
3. 本霊園規程に違反した時  
上記項目の理由により使用権利を取り消す時は、本霊園の判断により  
使用者本人又はその第一順位の継承予定者と思われる者に通告し、そ  
のいずれもが連絡不能の時は本霊園の判断によって処置します。
- 第16条 取り消しによる改装  
前項の規程により使用権利を取り消された墓地は、使用者の負担にて  
焼骨及び墓碑等を撤去し、原状に復して本霊園に返還して下さい。  
使用者が返還に応じない場合は、本霊園の判断によって処置致します。
- 第17条 規程に定めない事項  
本規程に定めない事項が生じた場合は、公序良俗に照らし処置します。
- 第18条 規程の改正  
本霊園が必要と認めた場合は、本規程を改正する事があります。  
(平成26年4月10日 一部改正)